

無人運転を想定した事故調査・責任判断の流れ

※★は短期◆は中長期出口イメージ

【】内は主な担当省庁

制度設計等の全体目的：ドライバーのヒューマンエラーによる事故を防止し、安全な自動運転車を普及させるための民事責任・行政上の責任の制度の設計・運用及び刑事責任の制度の運用（事故が起き得ることも想定しながら、法的責任判断の予測性を高めることで、安全な自動運転車の普及促進と被害者の十全な救済の確保を目指す）。各制度の役割分担等全体的なバランスが適切か否かについても隨時見直し。

基準認証等

事故・インシデント発生

※インシデント情報や責任判断を随时フィードバックして保安基準/ガイドラインをアップデート

自動運行装置に係る認可

保安基準/ガイドライン

①★保安基準の細目告示及び／又はガイドライン（「保安基準/ガイドライン」）において、「自動運行装置の作動中、他の交通の安全を妨げるおそれがないものであり、かつ、乗車人員の安全を確保できるものであること」の具体化に係る検討【国交省】

※保安基準/ガイドラインで規定する安全性の基本的な考え方を踏まえて検討。

・自動運転車は道交法(下位法令を含む。以下同じ)上の交通ルール(注1)を遵守する
・他の交通参加者が道交法を遵守する限り、事故は発生させない
・他の交通参加者が道交法を遵守しない場合であっても、できる限り、事故は発生させない
・他の交通参加者が道交法を遵守せず、事故が不可避の場合であっても、できる限り、被災の軽減に努める

②◆保安基準/ガイドラインの定量化等に係る検討【国交省】

(注1)③◆現在の技術水準に鑑みて、自動運転車の実装に当たり課題となり得る交通ルールの有無・対応方法等について検討（ソフトウェア作成に向けた交通ルールの具体的な遵守方法に係る検討を含む）【警察庁】

個別の事故調査（ミクロ）

⑦◆迅速かつ実効的な原因究明に向けた独立事故調査機関の在り方に係る検討【国交省／警察庁（／消費者庁）】

⑥★調査協力の義務づけに係る検討【国交省】

事故・ニアミス情報等の収集・分析・利用（マクロ）

⑨★検証・分析のための情報共有の仕組み（レポートの収集・分析等）の検討【国交省／警察庁】

⑩◆車両内部、外部、交通参加者、環境それぞれ報告・共有すべきデータ範囲（項目・保存期間・形式）、目的、方法に係る検討【経産省／国交省】

⑪◆実証を踏まえて、インフラから提供する情報の有用性等について検討【国交省他】

事故要因

※運行管理者およびインフラ管理者による適切な管理が前提
※ODD外で自動運行装置が作動したことに起因する事故の場合には、ODD内の場合と同様の事故要因が考えられる。

ODD外

※（例）認可時には保安基準/ガイドラインに適合していたが事後に適合していないことが判明した場合

保安基準/ガイドラインに適合する性能を発揮せず

自動運行装置以外に要因

※ブレーキ故障など自動運行装置以外の車両不備等

自動運行装置のハードウェアに要因

※センサーや電子計算機の物理的故障等

自動運行装置のソフトウェアに要因

※単純なパラメータ設定の誤りや、ガイドラインに基づきプログラム作成時に加算しなければならない要素の漏れ

サイバーセキュリティ上の問題に要因

※データを改竄していた場合

ODD内

※ODD外とった際に、リスト最小化制御が作動し、当該制御により車両が安全に停止するまでの間を含む

保安基準/ガイドラインに適合する性能を発揮

※「自動運行装置」とは、

・自動車の運行時の状態及び周囲の状況を検知するためのセンサー

・当該センサーから送信された情報を処理するための電子計算機及びプログラムを主たる構成要素とする装置等から構成されたシステム（道路運送車両法41条2項）

責任判断（※最終的には裁判所が判断）

行政

従前どおり、要件を満たせば各種義務（リコール届出等）や行政処分

刑事

従前どおり、事案に応じた刑事责任

民事

従前どおり、有責者が被害者に賠償
※因果関係の立証が必要

事故調査機関による専門的判断の考慮

自動運転車の製造者に対する行政処分なし

必要に応じた再発防止に向けた保安基準/ガイドラインのアップデート

プログラム更新

⑤★アップデートした保安基準/ガイドラインへの適合を求める仕組みに係る検討【国交省】

事案に応じた刑事责任。ただし、適正・合理的な内容の保安基準/ガイドラインがあれば、处分を決するに当たり適切に考慮

④★◆保安基準/ガイドラインの具体化・定量化に向けた協力【法務省／警察庁】

※事故調査機関による専門的判断の考慮その他同時並行で捜査を実施する捜査機関との連携

⑧◆事故調査機関と捜査機関の連携等の在り方の検討【警察庁／法務省／国交省（／消費者庁）】

自動運転車の設計・製造に係る過失・欠陥なしとされる蓋然性が高まる（注2）

被害者補償の在り方

⑫◆自賠法における損害賠償責任に係る検討【国交省】

(注2)裁判実務においては、保安基準等以外にも、業界慣行等が考慮される可能性もある。

⑬◆製造物全般に及ぶ製造物責任について調査・検討【消費者庁他】